

愛知県国土利用計画 (第五次)

2020年3月

愛 知 県

目 次

はじめに	1
------------	---

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針	2
2 地域類型別の県土利用の基本方向	11
3 利用区分別の県土利用の基本方向	14

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	20
2 地域別の概要	22

第3章 計画の実現に向けた必要な措置の概要

1 土地利用関連法制等の適切な運用	26
2 県土整備施策の推進	26
3 県土の保全と安全性の確保	27
4 持続可能な県土の管理	28
5 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	30
6 土地の有効利用の促進	32
7 土地利用の転換の適正化	34
8 県土に関する調査の推進	35
9 計画の効果的な推進	35
10 多様な主体による持続可能な県土管理の推進	36

おわりに	36
------------	----

はじめに

～限られた資源である県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します～

この計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条に基づき、愛知県の区域における国土の利用に関して基本的な事項を定める計画（以下「県計画」という。）であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）を基本として策定するものです。

また、県内の各市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）及び愛知県土地利用基本計画の基本となるとともに、その他の県土の利用に関する諸計画の基本となるものです。

これまで県計画は、限りある県土を有効に利用するという観点から、無秩序な開発に歯止めをかけるなど土地需要を量的に調整する役割を期待されてきました。工業用地や住宅地等の開発ニーズは依然としてあることから、このような役割は今後も必要となりますが、今後の人口減少下においては、県土を適切に管理し荒廃を防ぐ等、県土利用の質的向上を図る側面がより重要となります。

今後の本格的な人口減少下における県土の利用・管理のあり方を見いだしていくとともに、開発圧力が今後、徐々に低減すると予想されることから、その機会をとらえ、自然環境の保全・再生・活用や安全な土地利用の推進等により、より安全で豊かな県土を実現していくことが、県計画の大きな役割となります。

そうした中、地域がそれぞれの自然や文化、経済社会状況等を踏まえ、身近な土地利用のあり方について自ら検討するなど、地域主体の取組を推進していくことが重要となります。

2015年9月の国連総会において採択された持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））は、経済、社会、環境の諸課題に対する統合的な取組の推進を打ち出しています。資源とエネルギーの多くを海外に依存している我が国において、自然環境と共生しつつ国土資源を持続的に利活用していくことは、持続可能な経済社会の構築に不可欠です。また、国土の安全性を高め、自然災害による被害を軽減することは持続可能な経済社会の基本です。

本計画では、これらを実現する県土管理、環境共生、防災・減災及び県土整備の取組を重視し、持続可能な県土を形成することを目指します。

第 1 章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 県土利用の基本理念

県土の利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件を生かした自立的発展を促すとともに、健康で文化的な生活環境の確保と県土全域の均衡ある発展を図ることを基本理念とします。

この理念を踏まえつつ、今後の人口減少下においては、県土の荒廃などの新たな土地利用上の課題に対応し、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。

(2) 県土の特性

本県は、我が国のほぼ中央に位置し、東西日本の接点として大きな役割を担っています。

県土の自然条件を見ると、地形の面では、標高100m未満の土地が県土の過半を占めるなど、山岳部の多い我が国にあつては比較的大きな平野を有しています。また気候は、一般に温暖で、夏季多雨・冬季少雨型です。

本県は、このような自然条件の下で約52万haの県土に約753万人（2017年）の人口を擁し、大都市名古屋のほか独自の集積を持つ諸都市、さらに農林水産業地帯といった様々な地域からなっています。そうした中で製造品出荷額等が全都道府県中第1位（2017年）、商業販売額が第3位（2016年）、農業産出額が第7位（2017年）の位置を占めるなど、活発な産業経済活動が展開されています。また、1住宅あたり延べ面積が大都市を擁する他の都府県を上回るなど、比較的ゆとりある良好な居住環境が形づくられています。

県土の利用形態別に構成比を見ると、2017年において森林42.3%、宅地18.7%、農地14.6%、道路8.0%、水面等4.6%、原野等0.0%、その他11.8%であり、全国（森林66.2%、農地11.7%、宅地5.2%、道路3.7%、水面等3.6%、原野等0.9%、その他8.7%）より森林の比率が低く、宅地、道路の比率がかなり高くなっています。

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

ア 超高齢社会・人口減少社会の到来

我が国が既に人口減少社会を迎えている中で、本県は人口構成が若く、出産・子育て期にある世代が比較的多い状況にあります。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、人口は、2020年まで増加（下記注）するものの、その後、減少に転ずることが見込まれます。三河山間部や知多半島南部では人口減少が急速に進む一方で、尾張・西三河地域の中には人口増加が続く市町村もあり、地域による差が大きくなることを見込まれます。

また、65歳以上人口が大幅に増加し、2030年の高齢化率は27.3%に達する見込みとなっています。

このため、本県の人口をできるだけ維持していくとともに、今後の人口減少局面においても減少幅を緩やかなものにとどめ、地域の活力を保っていくことが重要となります。

今後も産業の発展等に伴い、住居系、産業系の市街地の拡大が見込まれる一方で、これまでの人口増加に対応した拡大型の土地利用から集約型の土地利用への転換期を迎えつつあります。

さらに、今後の情勢の変化によっては外国人居住者が増加し、県土利用に影響を与える可能性もあることを考慮しておく必要があります。今後の超高齢社会・人口減少社会においては、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々の健康で文化的な生活環境の確保が求められることから、居住や都市機能をバランス良く配置し、快適な生活空間の創出が図られるよう、総合的・計画的な県土利用が重要となります。

イ 自然環境等

地球の平均気温の上昇に伴って異常高温や大雨・干ばつの増加など様々な気候の変化が生じ、農林水産業や自然災害、生態系、健康などに対して深刻な影響が引き起こされることが懸念されています。

開発圧力は、今後、徐々に低減すると予想されるものの、農地や森林、原野、水面等の自然的土地利用の減少傾向は依然として継続すると想定されます。

また、東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの普及拡大が進む中、大規模な森林伐採等を伴う大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の増加による自然環境への影響も懸念されています。

ウ 災害リスクの増大

本県においては、南海トラフ地震等の発生が危惧されるとともに、

注：第2期「愛知県人口ビジョン」（2020年3月策定）における人口展望の試算結果によると、本県の人口は、出生率が上昇するケースでは、2025年頃にピークを迎えるとされています。

降雨の局地化、集中化、激甚化による大規模な風水害や土砂災害の発生も懸念されています。

こうした中で、大規模地震による津波被害や液状化の可能性が高い地域、豪雨による浸水被害や土砂災害の危険性の高い地域が居住地として利用されています。

今後は、こうした様々な自然災害に備え、災害に強い、より安全で持続可能な県土利用を実現することが重要となります。

エ 産業・経済

2020年代は、アジアが最大の経済圏として世界経済をけん引していくものと見込まれています。経済のグローバル化に伴い国際競争が激化していく中、日本を含む先進国の成長力は低下し、世界の中での日本の存在感は低下していくものと懸念されています。

そうした中でも、本県は、製造業を中心として、日本の産業経済をけん引する地域として重要性が高まるものと考えられます。

また、日本を訪れる外国人旅行者数が拡大する中で観光産業が地域経済に占める割合が高くなっています。人口減少社会においては、交流人口や関係人口を増やすことが地域の活性化に資することから、地域固有の魅力を活かした観光の推進が重要となります。

オ リニア中央新幹線のインパクト

2027年度に予定されているリニア中央新幹線（東京一名古屋間）の開業により、人口5千万人規模の大交流圏が形成されます。東京一名古屋間の移動時間の大幅な短縮により、首都圏との交流が大幅に拡大するほか、リニア中間駅の利用や、東海道新幹線の活用等により、長野県、山梨県や静岡県などとの交流の可能性が大きく高まります。

このような社会的、経済的な交流の拡大は、本県の産業、観光などに大きな影響を与えることから、地域の強みを生かした戦略的な地域づくりが求められます。

(4) 本計画が取り組むべき課題

県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、本計画が取り組むべき課題は、以下のとおりです。

ア 人口減少による県土管理水準等の低下

社人研の推計によると、本県の総人口は、2020年にピークを迎えた後に徐々に減少を始め、今後少なくとも数十年にわたり人口減少が継続すると見込まれています。

県全体としては、空き地等の低・未利用地や空き家が増加し、土地

利用効率が低下することが懸念されます。県内でも地域によって人口の偏在が発生し、地域ごとの活力の差が拡大しつつあることから、人口減少による過疎化、高齢化、少子化が急速に進む地域を県全体で支え、県土のバランスある発展に取り組むことが課題となります。

都市部でも人口減少による市街地の低密度化や中心市街地の空洞化が進行し、生活関連サービスや公共交通など都市機能の維持が困難になることが懸念されます。将来にわたって便利な生活を維持するため、地域にとって必要な市街地人口密度を維持すること、都市機能を確保すること及び公共交通をはじめとする多様な交通手段を選択できる都市構造を構築することが求められます。

農山漁村では、農林業の担い手不足や高齢化に伴う生産活動の停滞や集落機能の低下などにより、荒廃農地や必要な施業が行われない森林が一部に見られ農地や森林の保全管理が滞り、洪水防止や水源かん養、生態系の維持や水質の浄化などの多面的機能の発揮に支障が生じることが懸念されます。産業としての農林業の振興を図るとともに、農地の集約化や間伐などの適切な利用と管理により荒廃させない取り組みや地域住民の参加による保全活動が必要です。

イ 所有者不明土地等の増加

土地利用ニーズの低下や都市へ人口移動が進む中で、土地の所有意識の希薄化等により、所有者の所在の把握が難しい土地が増加し、円滑な土地利用への支障となる恐れがあります。

本県では、全国に比べ地籍調査が遅れており、土地境界が不明確な状況が土地の有効利用の妨げになっています。

これにより、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への支障となっています。

また、土地利用の担い手の減少や利用意向の低下等を背景に、管理不全の土地が増加し、周囲に悪影響を及ぼす恐れがあります。

今後、超高齢社会・人口減少社会が進展し、相続多発時代を迎えようとする中、所有者不明土地等問題の解決は、喫緊の課題となっています。県民生活の基盤である土地を、無関心・放置・荒廃の悪循環から土地を見守り、あるいは再生・保全・利活用するサイクルに乗せ、将来世代に引き継いでいくことが求められます。

ウ 自然環境と景観等の悪化

本県では、全体として土地利用転換量は鈍化しているものの、住宅地や工業用地等の開発ニーズは依然としてあり、宅地・道路が増加す

る一方で、農地や森林が減少しています。また、自然海岸、干潟も長期的にみれば減少傾向をたどり、生物多様性の低下・損失が進んでいます。都市部でも緑地が減少し、ヒートアイランド現象が顕著化するなど、自然環境が悪化しています。

一度、開発された土地は、利用が放棄されても本来の生態系には戻らず、荒廃地等となる可能性があります。このような土地については、自然の生態系に戻す努力が必要となります。

また、都市化の進展や都市近郊の里山等の自然に対して人の手が加わらなくなったこと等により、多様な生物の生息・生育空間であった農地や森林、原野、自然海岸、藻場や干潟の減少、質の劣化が見られ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生が求められます。

さらに、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要となります。

景観については、「自然」、「歴史」、「生活」、「産業」の4つの特性を有し、相互にバランスよく調和しているのが「愛知らしい」景観となっています。今後とも、緑豊かな「美しい愛知」を維持・形成していく必要があります。

エ 大規模自然災害発生の懸念

本県は、日本最大の海拔ゼロメートル地帯を有し、そこに人口や産業が集積しています。一方、三河山間地域などを中心に土砂災害の危険性も高い地区も点在しています。

今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震が発生する確率は、70～80%と予測され、発生した場合には甚大な被害が想定されます。

また、近年、雨の降り方は局地化、集中化しており、さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測され、水害などの災害も頻発・激甚化することが懸念されています。一方で、無降水日数も増加することが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念されます。

このため、防災・減災対策を着実に進めるとともに、地域の求めに応じて災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する土地利用への移行が課題となります。

さらに、被災後の復興を念頭におき、対応可能な県土利用や広域で

の連携を想定するとともに、首都圏が被災した場合のバックアップ機能や他地域が被災した場合のサポート機能を充実させるなど国全体の国土強靱化に寄与する必要があります。

その他、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、地域住民や自然環境・景観等への配慮とともに、自然災害防止への対応が重要です。

オ さらなる産業集積と次世代産業の創出

本県産業力の更なる向上に向け、成長をけん引している既存のモノづくり産業の強化とともに次世代自動車、航空宇宙、ロボットといった次の時代の柱となるモノづくり産業や健康長寿産業の振興、農林水産業の強化を図っていく必要があります。

カ リニア開業を見据えた地域づくり

リニア開業による首都圏へのストロー現象を最小限に食い止め、本県のポテンシャルを最大限に発揮していくため、名古屋都心部の高次都市機能の集積を図り、拠点性を高めていくとともに、周辺の活力ある主要都市が役割を分担しつつ、連携する多核連携型の都市構造を維持・強化していくことが重要です。

キ 国土調査（地籍調査）の遅れ

地籍調査は、土地取引の円滑化、土地境界をめぐるトラブルの未然防止、災害後の早期復旧、公共事業の円滑化、課税の適正化などにおいて、非常に有益であり重要であります。しかしながら、本県の進捗率は、全国平均の約52%に比して約13%にとどまっており、非常に遅れています。調査が遅れば、調査に必要な証拠が失われてしまうことや、南海トラフ地震の危険性が高まっていることなどから、できるだけ早期に調査を行い、正確な土地情報を残しておくことが必要です。

(5) 県土利用の基本方針

～持続可能で豊かな県土を形成する県土利用の推進～

持続可能な開発目標（SDGs）を念頭に、「ア 人口減少に対応した持続可能な県土利用」、「イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「ウ 安全・安心を実現する県土利用」、「エ 産業力の強化に資する県土利用」の4つを基本方針とします。

ア 人口減少に対応した持続可能な県土利用

宅地などの都市的土地利用は、地域差はあるものの、産業の進展とそれに伴う人口の増加が当面の間、見込まれることから、一定の増加

があるものと予想されます。一方で、本県の今後の超高齢社会・人口減少社会を見据えると、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能の集約や居住の誘導、無秩序な市街地の拡大の抑制を図ることが必要となります。

都市機能の集約化に当たっては、土地の有効利用及び高度利用を考慮します。

また、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換が継続する一方で、一部の市街地においては、空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生していく「都市のスポンジ化」状態の発生も予想されます。こうした低・未利用地について、地域コミュニティや事業者等との連携、市場での利用やマッチングの促進、地域の公共的な目的のための活用等を図ることが重要です。

農林業的土地利用については、農業の担い手への農地の集積・集約を通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用による生産性の向上を図るとともに、県土保全、水源かん養等の多面的機能を持続的に発揮させるため、農地の良好な管理並びに森林の整備及び保全を進めます。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。

また、土地は、県民の諸活動の基盤であり、公共の福祉の観点から、その条件に応じて適切に利用・管理されるべきものです。そのため、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、土地の適切な管理及び利用の円滑化を図っていくことが必要となります。

持続可能な経済・社会づくりに向けては、自然環境と共生し、県土資源を持続的に利活用していくことが不可欠です。そのため、県土の利用、特に、各利用区分相互の土地利用転換については、県土資源が限られていること、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行うことを基本とします。

イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用については、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している

地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を図ります。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフラなどの取組を進めることも重要です。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術の継承を促進します。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、観光資源として活用するなど魅力ある地域づくりを進めます。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進めます。

その際、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進めます。

また、良好な景観を維持していくためには、自然災害に対する備えも必要です。良好な景観資源等の現状や災害リスクを把握し、被災後の復興に活かしていきます。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現する県土利用については、ダム・堤防等のハード対策と地域の求めに応じた土地利用規制、災害リスク情報の周知、避難等のソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を進め、安全性を優先的に考慮する土地利用を基本とします。このため、中長期的には、社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設や公共施設等については、災害リスクの低い地域への立地を促し、より安全な地域への居住等を誘導する取組を進めることも重要です。

また、防災拠点の整備、ライフラインの耐震化対策や多重性・代替性の確保、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、地籍調査の推進など、大規模自然災害等が発

生しても迅速な復旧・復興が果たされる県土利用を進めます。

さらに、水系の総合的管理、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高め、災害に強く、しなやかな県土の構築を図ります。

あわせて、誰もが移動しやすく、安全で安心して暮らすことのできるよう、地域の特性や住民ニーズを踏まえた、地域公共交通の維持・確保や誰もが安心して公共交通を利用できる環境の創出が重要となります。その他、安全で安心な道路交通環境の整備等を進めます。

なお、大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、地域社会の理解、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。

エ 産業力の強化に資する県土利用

産業力の強化に資する県土利用については、産業の基盤となる鉄道、道路など広域的な交通ネットワークの整備、空港・港湾など国際交流基盤の整備・機能強化や名古屋都心部への高次都市機能の集積などを進めるとともに、製造業等を始めとする既存モノづくり産業の強化や次世代産業の振興、農林水産業の強化に資する県土利用を基本とします。

そのため、既存工業用地周辺や広域交通の利便性の高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地を確保することや、既存の工業用地の利活用を図ります。

また、農林水産業については、生産地と消費地が隣接している本県の強みを生かし、農山漁村においては地域資源を活用した都市との交流などを通じて活性化を図るとともに、都市及び都市近郊においては新鮮な農産物の都市住民への供給や農業体験・交流の場の提供など、農業が持つ多様な機能の発揮を促進することにより、農林水産業を核とした元気な地域づくりを進めます。

(6) 効果的な推進にむけた取組

(5)の基本方針を効果的・効率的に実現するために、「① 複合的な施策の推進と最適な県土利用の選択」及び「② 多様な主体による持続可能な県土の管理」を図ります。

① 複合的な施策の推進と最適な県土利用の選択

県土利用に際しての取組を進めるに当たっては、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策の推進と県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、将来の人口

減少下においても、県土の適切な管理を行っていく必要があります。

また、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見出すことで県土を荒廃させず、むしろ県民にとってプラスに働くような最適な県土利用の選択が図られるように努めます。

② 多様な主体による持続可能な県土の管理

これらの取組は、県等が示す広域的な方針とともに、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上を実現されます。このため、国や県、市町村による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要となります。

例えば、都市住民等による森林づくり、農地の保全管理などの直接的な県土管理への参加、地元農産品や県産木材製品の購入、募金などの方法による間接的に県土管理につながる行動により、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、その管理の一翼を担う取組、すなわち「県土の県民的経営」を促進していくことを基本とします。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、県土を都市地域、農地と宅地が混在する地域、農山漁村地域、自然維持地域の4つに分類し、県土利用の基本方向を以下のとおりとします。

なお、地域類型別の県土利用にあたっては、相互の関係性を認識し、相互の機能分担や対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要です。

(1) 都市地域

都市地域については、今後の超高齢社会・人口減少社会を見据えると、日常生活に必要なサービスを身近に確保することが重要であり、この機会を環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、中心市街地や生活拠点等への都市機能の集約やまちなか及び公共交通沿線に居住を誘導していきます。集約化の過程では、低・未利用地や空き家等の発生も予想されるため、これらの一層の有効活用を図ります。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域での都市化の抑制や、既に主要な都市機能が立地している場合には、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所等の確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要です。集約化する地域の外側についても、土地利用等について地域の状況に応じた対応を行うことが重要となります。

これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢者や障害のある人を始めとするすべての地域住民に対応した、歩いて暮らせるまちづくりなど、誰もが暮らしやすさを実感できるまちづくりの実現に努めます。

さらに、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村との相互の機能分担、対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

加えて、良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地の保全・創出、自然環境の再生・創出など、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

名古屋都心部等については、国際競争力強化の観点から土地の有効利用、高度利用を図ります。また、交流拠点としての本県の恵まれた条件を生かし、広域的な都市間の交流や連携を図りながら、中部圏の地域経済及び日本の産業経済をけん引する拠点を形成するとともに、研究開発、国際交流等の高次機能の誘導・拡充を図ります。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い地区等や、浸水リスクが高い地域が存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能のバックアップの推進、地域の防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図ります。

(2) 農地と宅地が混在する地域

都市の周辺に広がる既存集落など、農地と宅地が混在する地域については、都市的利用の影響を受けやすく、虫食いの住宅や工場等の建設、駐車場、資材置場などの低・未利用地の散在、農地周辺における新たな道路整備に伴う沿道での宅地化など、土地利用の混在化が見られます。

このため、地域の合意を踏まえ、営農と居住の区域を分離するなど、農地の集団的利用を損なわないよう配慮するとともに、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ることを基本とします。

この地域においては、地域の求めに応じて、自然的土地利用からの転換を抑制し、生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生・創出などにより、生物多様性に配慮した美しくゆとりのある環境の形成を図ります。

(3) 農山漁村地域

農山漁村地域は、生産と生活の場であるだけでなく、県土の保全、豊かな自然環境や美しい景観、水源かん養など重要な様々な機能を有しています。

このため、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、県民の豊かなくらしを守るため、農業水利施設や治山施設、漁港施設等の整備や耐震化など防災・減災対策を進めます。

また、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化など多様な県民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保することで、健全な地域社会の構築を図ります。

さらに、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成の取組を支援します。

加えて、農山漁村における美しい景観の保全・創出を図ります。

同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境の適切な維持管理を図りつつ、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、「田園回帰」の流れにも留意し、都市との機能分担や交流人口、関係人口の拡大をきっかけとした地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流の促進に努めます。

その他、農業の担い手への農地の集積・集約を図るとともに、多様な主体の参画によって農地や森林の適切な管理を図ります。

(4) 自然維持地域

自然公園地域や自然環境保全地域等における高い価値を有する自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地など、特に自然環境や景観を維持すべき地域については、県土の生態系ネットワー

ク形成上、中核的な役割を果たしていることから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全することを基本とします。

その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの収集・整理を進めます。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、住宅地、工業用地、その他の宅地、その他の9つの利用区分に分類し、基本方向は以下のとおりとします。

なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、相互の関連性にも十分留意する必要があります。

(1) 農地

農地は、農産物の生産基盤として最も基礎的な土地資源であるとともに、多様な生きものを育む場であり、また、農業生産活動を通じて、水源かん養、土砂流出防止、大気浄化機能等の多面的な機能を果たしています。

このため、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、農産物の安定的供給に不可欠な優良農地の確保、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進します。また、農地の無秩序なかい廃を防止し、農業の有する多面的機能の維持・発揮、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進します。

さらに、中山間地域など条件不利地域の農地等では、地域ぐるみの管理や地域間の対流の促進による管理など、地域の状況に応じ、多様な主体による役割分担のあり方について検討します。

市街化区域内農地のうち生産緑地地区については、良好な景観の形成や災害時の防災空間の確保の観点から、地域の求めに応じて計画的な保全と利用を図ります。

なお、農地と宅地の混在する地域においては、都市的土地利用と農業的土地利用の調整を図ります。

(2) 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、将来世代が森林の持つ水源かん養、県土の保全、地球環境保全、生物多様性保全、林産物供給等の多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林の整備と保全を図ることを基本とします。

森林の整備と保全にあたっては、森林を県民共通の財産にとらえ、公的な関与や社会全体で森林を支える仕組みを構築し、所有者の適正な管理に加え、森林に関心を持つ県民や企業等、多様な主体による森林管理への参加の促進を図ります。

また、県産木材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、山地災害から人命を守る治山施設の整備や適切な森林整備を図ります。

このうち、スギ・ヒノキなどの人工造林により着実に森林資源の充実を図ってきた森林については、林産物の安定的な供給に資するため、引き続きその整備を図るとともに、公的事業の充実による森林整備を行い、多面的機能の高度発揮を進め、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

林業経営として収益を確保することが難しい森林にあっては、広葉樹の植栽や針広混交林化等の省力的な管理が可能な森林への誘導を図ります。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地としての積極的な保全及び整備を通じて、都市域における生きものの生息・生育環境の確保や良好な生活環境の確保に努めます。集落に接する里山の森林については、水田、畑、ため池といった里地とともに一体的に保全し、生態系に配慮しつつ、地域社会の活性化や多様な県民的要請と調整し、適正な利用を図ります。

原生的な森林や貴重な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持管理を図ります。また、多面的機能の高度発揮が求められる森林は、他用途への転用を抑制します。

その他の森林については、自然環境の保全と地域社会の活性化や多様な県民的要請と調整しつつ、適正な利用を図ります。

(3) 原野等

原野等のうち湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び自然景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図ります。その他の

原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、台風や集中豪雨による浸水被害など近年における災害の実情や都市化の進展に伴う流況の変化などを考慮しつつ、災害を未然に防止するための河川整備や農業用排水路の整備、安定した水供給のための水源施設整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持・管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ることを基本とします。

また、水系は、生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備にあたっては、流域の特性に応じた健全な水循環の再生等を通じ、自然環境の保全や再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペース等の多様な機能の維持・向上を図ります。また、その周辺の土地利用にあたっては、水質の保全に十分配慮します。

(5) 道路

道路のうち、一般道路については、県内のみならず広域的な道路網の形成を展望しつつ、災害時における輸送の多重性・代替性の確保や地域間の対流を促進し、県土の均衡ある発展及び有効利用並びに良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地を確保するとともに、施設の適切な維持・管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ることを基本とします。

整備にあたっては、歩行者、自転車交通に配慮し、生活空間における安全・安心の確保を図るとともに、道路の安全性・快適性・防災性能の向上に配慮するほか、環境の保全にも十分配慮することとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農地及び森林の適正な管理や、農山村地域の活性化等にも寄与するため、必要な用地を確保するとともに、施設の適切な維持・管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ることを基本とします。これらの整備にあたっては、自然環境の保全に十分配慮します。

(6) 住宅地

住宅地については、地域間の差は生じるものの、今後の人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図ります。また、住宅周辺の生活関連施設を計画的に配置しながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図ることを基本とします。

その際、地域の状況を踏まえつつ、都市の集約化に向けて居住を中心部や生活拠点等に誘導したり、災害リスクの高い地域においてハード・ソフトの施策によりリスクの低減を図ります。

特に、中心市街地などの既成市街地のうち空洞化が進行している地域においては、空洞化を防止し、定住人口の確保を図ります。

この地域においては、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び既存住宅ストックの有効活用を図ります。

(7) 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う産業の高付加価値化や差別化、地域資源を重視した工場の立地動向、産業・物流インフラの整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえつつ、企業ニーズに適応した、質の高い用地の確保を図ることを基本とします。

整備にあたっては、高速道路のインターチェンジ周辺や主要な幹線道路の周辺など交通の利便性が高く物流の効率化が図られる地域や、既に工場が集積している工業地の周辺等への配置を促進しつつ、地域特性を踏まえた県土の均衡ある発展が図られるよう配慮します。その際、環境の保全等にも十分配慮し、併せて関連する基盤整備を進めます。

また、工場移転、業種転換等に伴って生じる工場跡地については、周辺の状況を考慮し、再利用を図るほか、土壌汚染に関する調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備や都市型産業の導入など、地域の特性に応じた有効利用に配慮します。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープなどが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進します。

(8) その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、地域の合意を踏まえた災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の

形成に配慮しつつ、事務所、店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図ることを基本とします。その際、空き店舗、空き地等の低・未利用地の有効利用に配慮します。

あわせて、創造的な産業技術中枢圏域としての研究開発機能等の集積を促進するため、研究所等の立地に必要な用地の確保を図ります。

さらに、大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響、開発に伴い発生する交通の周辺地域への影響などを十分考慮し、地域の合意形成、景観との調和を踏まえた適正な立地・誘導を図ります。

(9) その他

ア 公用・公共用施設用地

文教施設、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化、高度化を踏まえつつ、景観形成等周辺環境の保全及びその配置に留意しながら、必要な用地の確保を図ることを基本とします。

また、公共施設については、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、建て替えなどの機会をとらえ、中心部等での立地を考慮するなど災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化の促進に配慮します。

イ 公園・緑地

公園・緑地については、人々に潤いとゆとりをもたらす憩いの場であり、自然環境の保全や良好な環境や景観の形成、さらには、都市の災害に対する安全の確保に重要な役割を担っていることから、緑化の推進や緑地の保全を図りながら必要な用地を確保することを基本とします。

ウ レクリエーション用地

価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進めることを基本とします。その際、森林、河川やため池等の水辺、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮します。

エ 低・未利用地

都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積

極的な活用を図ることを基本とします。

また、荒廃農地のうち、作付・再生可能なものについては、所有者等による適正な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加を促進することにより、農地としての再生・活用を積極的に図ることを基本とします。再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて農地以外への転換を促します。

オ 沿岸域

県土の恵まれた自然資源として、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、次世代に引き継ぐ貴重な資源として、長期的視点に立った総合的な活用を図ることを基本とします。その場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮します。

また、藻場や干潟など沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策とともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図ります。

なお、埋立については、漁業等海域としての利用状況、環境特性その他の自然的社会的条件を十分考慮した適地において、県全体及び地域の土地利用の実態から特に必要なものについて、計画的に行います。

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土利用の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(1) 計画の目標年次

計画の基準年次は、2017年とし、目標年次は、2030年とします。

(2) 基礎的な前提

県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、2030年において、人口がおよそ736万人(下記注)、一般世帯数がおおよそ321万世帯に達するものと想定します。

(3) 県土の利用区分

県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。

(4) 県土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法

県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用との実態との調整を行い、定めます。

(5) 目標年次における規模の目標

県土の利用の基本構想に基づく2030年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等に鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものであります。

注：第2期「愛知県人口ビジョン」(2020年3月策定)における人口展望の試算結果によると、2030年の本県の人口は、出生率が上昇するケースでは、約754万人とされています。

表 県土の利用区分ごとの規模の目標

単位：百 ha

区 分	2017年	2025年	2030年	構成比			2030年
				2017年	2025年	2030年	2017年
農 地	757	734	719	14.6%	14.2%	13.9%	95.0%
森 林	2,185	2,176	2,169	42.3%	42.1%	41.9%	99.3%
原 野 等	2	2	2	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
水 面 ・ 河 川 ・ 水 路	237	234	235	4.6%	4.5%	4.5%	99.2%
道 路	412	432	443	8.0%	8.4%	8.6%	107.5%
宅 地	968	991	1,002	18.7%	19.2%	19.4%	103.5%
住 宅 地	577	590	594	11.2%	11.4%	11.5%	102.9%
工 業 用 地	127	126	131	2.5%	2.4%	2.5%	103.1%
そ の 他 の 宅 地	263	275	277	5.1%	5.3%	5.4%	105.3%
そ の 他	610	604	603	11.8%	11.7%	11.7%	98.9%
合 計（県土面積）	5,170	5,173	5,173	100.0%	100.0%	100.0%	100.1%
（参考） 人口集中地区（市街地）	932	928	919	—	—	—	98.6%

- 注 (1) 2017年の現況数値については、百 ha未満を四捨五入しました。
 (2) 道路は、一般道路並びに農道及び林道です。
 (3) 人口集中地区（市街地）は、「国勢調査」の定義による人口集中地区です。
 (4) 端数処理の関係で、計と内訳が一致しない場合があります。

2 地域別の概要

(1) 地域別の規模の目標

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるにあたっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、県土全体の調和ある有効利用と環境保全が図られることを基本とします。

(2) 地域の区分

地域の区分は、こうした観点から、木曾川、矢作川、豊川等の水系と、これに関連する森林、農地、宅地等により構成される流域圏に着目して、尾張地域、西三河地域及び東三河地域の3区分とします。

(3) 目標年次、基準年次、利用区分及び規模の目標を定める方法

計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び県土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、1に準じます。

(4) 目標年次における利用区分ごとの規模の目標の地域別概要

地域別概要は、次のとおりです。

ア 尾張地域

この地域は、大都市名古屋を核に、西部の濃尾平野、北部、東部の丘陵地域及び知多半島からなり、3地域の中で最も都市化が進んだ地域です。

リニア中央新幹線（東京－名古屋間）の開業を見据え、名古屋駅のスーパーターミナル化や名古屋都心部への高次都市機能の集積、中部国際空港、名古屋港など国際交流基盤の機能強化等を進めつつ、将来の人口減少社会を見据え、主要な駅周辺などを中心に都市機能の強化・集積を図るほか、良好な居住環境の整備を進めます。その際、環境の保全及び地域の意向に十分配慮し、交通公害の解消にも配慮しながら、安全で良好な市街地の形成を図ります。

また、農地、里山等の二次的な自然については、都市近郊の貴重な自然であることから、できる限りその維持・形成に努めます。

さらに、海拔ゼロメートル地帯や大都市という地域特性を踏まえ、大規模自然災害の発生に備えるとともに総合的な防災・減災対策を推進し、防災力の向上を図ります。

2030年におけるこの地域の人口は、およそ502万人と想定します。

県土の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。

表 尾張地域の利用区分ごとの規模の目標

単位：百 ha

区 分	2017年	2025年	2030年	構成比			2030年
				2017年	2025年	2030年	2017年
農 地	303	293	287	18.0%	17.3%	17.0%	94.7%
森 林	186	182	180	11.0%	10.8%	10.7%	96.8%
原 野 等	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
水 面 ・ 河 川 ・ 水 路	105	103	102	6.2%	6.1%	6.0%	97.1%
道 路	217	222	226	12.9%	13.1%	13.4%	104.1%
宅 地	590	605	611	35.0%	35.8%	36.2%	103.6%
住 宅 地	354	362	364	21.0%	21.4%	21.5%	102.8%
工 業 用 地	64	62	64	3.8%	3.7%	3.8%	100.0%
そ の 他 の 宅 地	172	181	183	10.2%	10.7%	10.8%	106.4%
そ の 他	288	284	284	17.1%	16.8%	16.8%	98.6%
合 計（県土面積）	1,688	1,689	1,690	100.0%	100.0%	100.0%	100.1%
(参考) 人口集中地区（市街地）	654	648	639	—	—	—	97.7%

注 (1) 2017年の現況数値については、百ha未満を四捨五入しました。

(2) 道路は、一般道路並びに農道及び林道です。

(3) 人口集中地区（市街地）は、「国勢調査」の定義による人口集中地区です。

(4) 端数処理の関係で、計と内訳が一致しない場合があります。

イ 西三河地域

矢作川を軸に形成されるこの地域は、平たん部に自動車関連産業を中心とした工業や商業・文化機能が集積した中核的な都市が連たんし、その周辺には優良な農地が広がっています。また、山間部には、県土保全、水源かん養等の様々な機能を有する森林が広がっています。

今後は、山間部においては、都市近郊の農山村として農地や森林の適正な管理と保全に努めるとともに、豊かな自然や伝統文化など、地域資源の総合的な活用等により地域の活性化を図ります。

また、環境の保全及び地域の意向に十分配慮しつつ、世界的なモノづくりの拠点として厚みある産業集積や広域交通基盤の充実を生かした物流機能の集積を一層図るとともに、当面の人口増加を受け止めるため、主要な駅周辺など交通結節地区を中心に都市機能の強化・集積

を図るほか、質の高い快適な暮らしを支える生活基盤の整備を図ります。

さらに、都市と豊かな自然が近接していることを踏まえ、地域の住民や民間団体との連携・協働のもと、自然環境の保全・再生を図ります。

2030年におけるこの地域の人口は、およそ163万人と想定します。

県土の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。

表 西三河地域の利用区分ごとの規模の目標

単位：百 ha

区 分	2017年	2025年	2030年	構成比			2030年
				2017年	2025年	2030年	2017年
農 地	234	228	224	13.3%	13.0%	12.7%	95.7%
森 林	908	904	902	51.6%	51.4%	51.3%	99.3%
原 野 等	1	1	1	0.1%	0.1%	0.1%	100.0%
水 面 ・ 河 川 ・ 水 路	77	77	76	4.4%	4.4%	4.3%	98.7%
道 路	111	121	126	6.3%	6.9%	7.2%	113.5%
宅 地	234	240	243	13.3%	13.6%	13.8%	103.8%
住 宅 地	143	146	147	8.1%	8.3%	8.4%	102.8%
工 業 用 地	42	43	45	2.4%	2.4%	2.6%	107.1%
そ の 他 の 宅 地	49	51	51	2.8%	2.9%	2.9%	104.1%
そ の 他	193	188	187	11.0%	10.7%	10.6%	96.9%
合 計（県土面積）	1,758	1,759	1,759	100.0%	100.0%	100.0%	100.1%
(参考) 人口集中地区（市街地）	190	195	197	-	-	-	103.7%

注（1）2017年の現況数値については、百ha未満を四捨五入しました。

（2）道路は、一般道路並びに農道及び林道です。

（3）人口集中地区（市街地）は、「国勢調査」の定義による人口集中地区です。

（4）端数処理の関係で、計と内訳が一致しない場合があります。

ウ 東三河地域

この地域は、古くから豊川を軸に、比較的独立した圏域を形成しており、豊橋などの諸都市が連たんしているほか、山間部、渥美半島からなっています。

この地域では、既に人口減少が始まっており、特に、奥三河山間地

域では、過疎化や高齢化が進み、集落の維持自体が困難な小規模高齢化集落も少なくありません。

こうした中山間部、渥美半島等においては、農地、森林、沿岸域の保全・整備に努めるとともに、豊かな自然や伝統文化など、多彩な地域資源に一層の磨きをかけ、地域の魅力を高めていきます。

また、新東名高速道路や三遠南信自動車道、東海道新幹線など、利便性の高い広域的な交通基盤を生かした都市構造の構築を図るとともに、人口減少が今後さらに加速すると見込まれる中、主要な駅周辺などを中心に都市機能の集積を図るほか、地域交通の維持確保、三河港の機能強化、水資源やエネルギーの安定的・恒久的な確保など、地域の産業や暮らしを支える社会基盤の効果的かつ効率的な整備を進めます。

2030年におけるこの地域の人口は、およそ71万人と想定します。

県土の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。

表 東三河地域の利用区分ごとの規模の目標

単位：百 ha

区 分	2017年	2025年	2030年	構成比			2030年
				2017年	2025年	2030年	2017年
農 地	220	213	209	12.8%	12.4%	12.1%	95.0%
森 林	1,091	1,090	1,087	63.3%	63.2%	63.1%	99.6%
原 野 等	1	1	1	0.1%	0.1%	0.1%	100.0%
水 面 ・ 河 川 ・ 水 路	55	54	56	3.2%	3.1%	3.2%	101.8%
道 路	85	89	91	4.9%	5.2%	5.3%	107.1%
宅 地	143	146	148	8.3%	8.5%	8.6%	103.5%
住 宅 地	80	82	83	4.6%	4.8%	4.8%	103.8%
工 業 用 地	21	21	22	1.2%	1.2%	1.3%	104.8%
そ の 他 の 宅 地	42	43	43	2.4%	2.5%	2.5%	102.4%
そ の 他	129	132	132	7.5%	7.7%	7.7%	102.3%
合 計（県土面積）	1,723	1,724	1,724	100.0%	100.0%	100.0%	100.1%
(参考) 人口集中地区（市街地）	88	85	83	—	—	—	94.3%

注 (1) 2017年の現況数値については、百ha未満を四捨五入しました。

(2) 道路は、一般道路並びに農道及び林道です。

(3) 人口集中地区（市街地）は、「国勢調査」の定義による人口集中地区です。

(4) 端数処理の関係で、計と内訳が一致しない場合があります。

第3章 計画の実現に向けた必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然、社会、経済及び文化などの条件に応じて適正な利用が図られるよう努めます。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

また、持続可能で豊かな県土を形成するため、県土管理、環境共生、防災・減災、県土整備の各種施策について、横断的な視点をもって、総合的かつ計画的に進めます。

なお、本計画は、国、県、市町村などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されます。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法制等の適切な運用を行います。また、全国計画及び県計画、市町村計画、土地利用基本計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。

その際、県民の理解と合意形成を図るとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行います。

さらに、土地利用の転換を伴う相当規模以上の開発行為について、個別の法的土地利用規制に先立ち、予想される種々の問題を総合的に検討し、適切な指導を行います。

2 県土整備施策の推進

地域の個性や多様性を生かしつつ、地域間の機能分担と対流を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図ることを通じて、県土全域の均衡ある発展を図ります。特に、2027年度に開業予定のリニア中央新幹線（東京－名古屋間）の社会的・経済的効果を県土全域に波及させる交通ネットワークの整備や、名古屋都心部への高次都市機能の集積など、地域の特性に応じた整備施策を推進し、都市及び農山漁村における総合的環境の整備を図ります。事業の計画等の策定にあたっては、社会的側面、経済的側面、環境

的側面などについて総合的に配慮します。

3 県土の保全と安全性の確保

(1) 自然条件に対応した防災・減災対策

県土の保全と安全性の確保のため、風水害、高潮、地震、津波等の自然災害への対応として、河川、砂防、港湾等の県土保全施設の整備と維持管理を推進します。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、土砂災害特別警戒区域等の関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を進めます。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進します。

(2) 総合的な治水・水資源対策

流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用にも配慮した水系ごとの治水施設の整備を推進します。また、渇水に強い県土づくりを目指し、水源地域に配慮しつつ安定的な水資源の確保に努めるとともに、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新、節水意識の普及・学習等、総合的な治水・水資源対策を推進します。

(3) 森林の適正な管理

森林の持つ県土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、間伐等の森林整備、保安林の適正な管理を推進するとともに、山地災害の発生危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の指定や治山施設の整備等を推進します。その際、流域保全の観点から、治山施設の整備等のハード対策に加え、関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携により、効果的な事業の実施を図ります。

(4) ライフラインの安全性の確保

ライフラインの安全性を高めるため、代替機能や行政情報等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通・通信ネットワーク、上下水道等の多重性・代替性の確保を図ります。

(5) 都市における安全性の向上

都市における安全性を高めるため、市街地等において、河川や内水の氾濫防止対策、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、住宅・建築物の耐震化及び道路における無電柱化などの対策を進めます。

4 持続可能な県土の管理

(1) 持続可能なまちづくり

持続可能な都市の形成に向け、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等へ集約するよう誘導等を推進します。また、誰もが移動しやすく、安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、都市機能の立地誘導と一体となった公共交通の利用促進、地域の特性や住民ニーズを踏まえた地域公共交通の維持・確保、安全で安心な道路交通環境の整備等を進めます。

中山間地域等の集落地域においては、「小さな拠点」の形成を進めることも有効であることから、その動きも踏まえつつ、地域の状況に応じ、交通基盤の確保・維持等による地域の生活サービス機能の維持に努めます。

(2) 持続可能な農地の確保

農産物の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を促進するため、担い手への農地の利用集積や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進します。また、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援するほか、多面的機能支払制度を活用し、農業水利施設、農道等の補修や更新等を行う長寿命化活動や農地等の保全活動を支援します。

農業者の高齢化や担い手農家の減少等により発生する利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消、裏作作付の積極的拡大等、有効利用を図るために必要な措置を講じます。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等を支援します。

(3) 持続可能な森林の管理

持続可能な森林管理のため、施業の集約化や地域の状況に応じた路網整備等による県産木材の安定的かつ効率的な供給に取り組むとともに、県産木材の利用や木質バイオマスの利用促進、新たな木材製品の開発・普及支援による木材需要の創出などにより、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

また、森林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、再造林、間伐等の森林整備を推進することにより、適切な森林管理を促進します。

なお、森林は、各種の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることから、水源基金制度のより一層の活用や、林業経営環境の整備、森林整備事業・治山事業の推進、「森林環境譲与税」を活用した市町村主体の森林の管理、県民参加による森林整備等を推進します。

特に、林業活動では整備が困難な人工林に対しては、「あいち森と緑づくり税」による財源を基にした事業により、強度な間伐等を実施することにより、自然植生の導入を図ります。また、針広混交林へ誘導するなど、現地の特性に合わせ、維持管理に手間がかからず、かつ、将来にわたって県土保全、水源かん養等の公益的機能を十分に発揮する森林へ誘導します。

(4) 健全な水循環の再生

健全な水循環の再生のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・かん養機能の維持及び向上、農地や森林、農業水利施設やため池の適切な維持管理、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。

また、地盤沈下防止対策として、地下水の採取規制、代替水源の確保等の必要な施策を推進します。

(5) 海岸の保全

海岸の保全については、安全・環境・景観に配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動により形成される美しい山河や海岸の保全・再生を図ります。土砂採取にあたっては、環境・景観保全や経済社会活動などに配慮し、適切な管理を図ります。

特に、伊勢湾・三河湾を豊かで美しい里海として再生し、健全な水循環を再生するため、干潟の再生、自然海岸等の保全や再生に努めます。また、海岸及び海域の埋立については、漁業等海域としての利用状況、

環境特性その他の自然的条件を十分考慮します。

5 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

(1) 自然環境の保全・再生・活用

貴重な動植物や自然地形・景観など優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図ります。農地、里山等の二次的な自然については、適切な農林水産業活動や民間・NPO等による保全活動の促進、必要な施設の整備を通じて自然環境の維持・形成に努めます。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・回復により質的向上や量的確保を図ります。

また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場が確保されるよう努めます。

(2) 生態系ネットワークの形成

森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。また、生物多様性に関する新たな知見やフィールド検証等を踏まえて、今後の人口減少に伴い利用されなくなる土地等についても自然再生等による活用を検討します。これらを含めた広域圏、市町村など様々な空間レベルにおける生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的に形づくることにより、県土全体の生態系ネットワークの形成へつなげていきます。

(3) 自然環境及び生物多様性に関する状況把握

自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するための継続的なモニタリングや、県民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための継続的な情報収集に努めます。

(4) 自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策

県土保全、水源かん養等の自然生態系が有する多面的機能の持続的発揮を通じた防災・減災機能の向上を図るため、農地の良好な管理、森林の整備及び保全その他各地域の特性に応じた取組を推進します。

(5) 観光を始めとした地域産業の振興

国定公園などの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源としての価値を有しています。このため、これらの自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、生態系の保全や水産・森林資源の持続可能な利用に配慮して生産された製品、地域の自然に育まれた伝統、文化等の活用により、観光を始めとした地域産業の振興を促進します。

(6) 地域の特徴を生かした景観の形成

地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市域においては、美しく魅力あるまちなみ景観や緑地・水辺空間の保全・再生・創出、農地と宅地が混在する地域及び農山漁村地域においては、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。

また、歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、史跡・名勝・天然記念物等の指定、埋蔵文化財の把握・周知を図るとともに、開発行為等の規制を行います。

(7) 野生生物への配慮

県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、企業敷地等における自然環境の保全と再生を促進します。

(8) 野生鳥獣等による被害防止

イノシシ・シカ・サル等の野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進します。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法などの開発に努め、その他防除に必要な調査研究を行います。

(9) 二酸化炭素等の排出抑制

都市におけるヒートアイランド現象や地球温暖化等への対策を加速させるため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給や太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入を促進するとともに、都市における環境改善のための公園・緑地の効率的な配置、水辺空間の利活用など環境負荷の小さな土地利用を図ります。また、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などに取り組みます。

さらに、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図ります。

(10) 生活環境の保全

県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進します。

特に、伊勢湾、三河湾などの閉鎖性水域の流域においては、水質保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図ります。

(11) 廃棄物の適正処理の推進

持続可能な循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを一層進め、持続可能な資源利用を図るとともに、それでもなお発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

(12) 環境影響評価の実施

良好な環境を確保するため、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、適切に環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏まえつつ施設の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、環境面にも配慮した土地利用を図ります。

6 土地の有効利用の促進

(1) 低・未利用地及び既存住宅ストック等の有効利用

市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を進めます。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや住環境の改善及び地域活性化のため交流施設等に改修するなどの利活用の支援を行います。

また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却の支援を

行います。あわせて、住宅の長寿命化や中古住宅の流通環境の整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効利用を進めます。

(2) 水面・河川・水路

ダムなどの水面については、災害の防止や水需給のひっ迫した地域への安定供給の確保のため、長期的視点に立って計画的に整備を進めます。

なお、ため池については、治水機能・利水機能に加えて、生物の多様な生息・生育空間及び貴重な親水空間としての機能も大きいことから、生態系ネットワークの形成のため、田、畑、里山とともに一体的な保全に努めます。

河川については、災害の発生を防止するため緊急度の高いものから河川改修事業等を行い、整備を図ります。特に、新川流域、境川流域の都市化の進展の著しい河川流域については、河川整備と流域対策を含む総合的な治水対策を実施します。

水路については、土地改良事業等の農業基盤整備事業を推進することにより、その整備を図ります。

(3) 道路

県土の発展を支える広域幹線道路網、都市間の連絡強化と都市機能の活性化を促す幹線道路網、交通拠点との連携強化を図るアクセス道路、山間・半島地域の地域振興を支える道路網の整備を推進します。

整備にあたっては、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分、道路緑化等を推進して、良好な景観の形成を図ります。

また、交通事故を防止するための交通安全施設の整備を推進するなど、安全な道路交通環境の整備に努めます。

(4) 工業用地

工業用地については、都市計画法に基づく工業専用地域、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区等の工場適地への立地を促進するとともに、地域未来投資促進法に基づく支援措置の活用など、未利用の工場用地への積極的な新規立地を促進します。

工業用地の整備にあたっては、質の高い低コストの用地の整備を推進するとともに、地域社会との調和、公害の防止及び環境の保全を図ります。さらに、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル

化への対応や産業の高付加価値化等を図ります。

(5) 所有者不明土地等の増加への対応

所有者不明土地については、管理の放置による環境悪化を招くほか、公共事業の用地買収、災害の復旧・復興事業の実施や民間の土地取引の際に、所有者の探索に多大な時間と費用を要するなど、県民経済にも著しい損失を生じさせています。

また、土地が放置され、管理不全状態に陥ると、景観の悪化、不法投棄や防犯上の懸念といった派生的な悪影響を誘発することもあります。

そのため、今後の国における所有者不明土地に関する制度等の動きも見据えながら、土地の適切な利用・管理の確保や地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等、所有者不明土地等の発生防止・解消と円滑な利活用に向けた取組を進めていくことが重要です。

7 土地利用の転換の適正化

(1) 自然的・社会的条件等を勘案した適正な土地利用転換

土地利用の転換を図る場合には、その転換の可逆性が容易に得られないこと及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を考慮して適正に行います。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。特に、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用を図るとともに、地域の求めに応じて、自然的土地利用等からの転換を抑制します。

(2) 大規模な土地利用の転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際

しては、関係法令等を遵守し、地域社会の理解、周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策等に十分に配慮します。

(3) 土地利用の調和

農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

また、土地利用規制の観点からみて周辺の土地利用との間に問題が生じる施設の立地等が見込まれる地域において、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

8 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、法人土地・建物基本調査、自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。

特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化を始めとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組です。地籍調査の主な実施主体である市町村は、第7次国土調査事業十箇年計画で示される目標事業量に基づく毎年度の事業計画に従って地籍調査を行い、県は、市町村への指導・助言、財政支援等を通じ、地籍調査の計画的な実施を促進します。

これに加えて、南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備を重点的に実施するほか、山村では世代交代の際に境界情報が十分に継承されないことなどを背景に境界確認に必要な情報が喪失しつつあるため、山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組みます。

また、希少種を始めとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する県土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図ります。

さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。

9 計画の効果的な推進

持続可能な県土管理に資するため、今後の県土の利用をめぐる経済社会の変化を踏まえ、各種施策の進捗状況や土地利用の動向に関する情報など

を把握し、計画の検証を行います。

さらに、計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用をとりまく状況や県土利用の現況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

10 多様な主体による持続可能な県土管理の推進

持続可能な県土の管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や県、市町村による公的な役割に加え、河川の環境保全活動、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や県産木材製品の購入、あいち森と緑づくり税、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、大学、NPO、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により持続可能な県土の管理に参画していく、「県土の県民的経営」の取組を推進します。また、県土管理のためにそれぞれの活動が連携して取り組める仕組みづくりを進めます。

おわりに

本計画では、「人口減少に対応した持続可能な県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」、「産業力の強化に資する県土利用」の4つの基本方針を示していますが、これらを実現するために必要な土地利用の転換には数十年単位の期間を要する場合も多い状況です。したがって、計画期間を超えた長期的な見通しの上に地域の合意形成を進めるなど、持続可能性の視点から取り組んでいくことが求められます。

また、今後の人口減少下で、これらを実現していくためには、土地利用や県土管理の手法等について新たな知見が必要となることが想定されます。このため、本計画を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めていくこととし、社会情勢等の変化に基づき、必要に応じて見直しを行います。